

第19回 小規模事業者持続化補助金 (令和8年4月30日締切分) 様式4の発行について

令和8年4月16日(木) 16時までに、申請者**ご自身**が補助事業計画書(様式2・3)を東金商工会議所窓口へ**ご提出**下さい。

【ご注意】4月15日(木)16日(木)は予約された方を優先します。

東金商工会議所 ☎ 52-1101

- ※事前に来所時間をお電話で**ご予約**ください。(平日16時まで)
 - ご予約なしの場合は再度の来所をお願いする場合があります。
- ※**東金市外**で事業を営んでいる場合は当所では発行できません。
- ※コンサルタント・士業・金融機関の方等の**社外代理人への発行はできません。**
申請者本人からの直接の依頼に応じます。(要領22ページ)
- ※様式4の即日発行はできません。(営業日2日~3日かかります)
- ★**会員・非会員問わず、発行のための面談**があります。(申請要領21ページ)
 - 非会員事業者の場合、申請者の本人確認をする場合があります。
 - 当所は社外代理人との面談は対応しません。**
- ※**令和8年4月16日(木)以降の発行依頼は、いかなる理由があってもできません。**
また、補助対象者の要件を満たしていないと判断される場合も発行はできません。
(要領3ページ)



4月16日間近は窓口が混み合います。
早めに計画を提出いただくとアドバイスにより計画がブラッシュアップ
できます。

令和8年4月30日(木) 17時までに、国の補助金事務局へ、**ご自身**が申請書類一式を電子申請をする。

- ※商工会・商工会議所地区ごとに申請先が異なるため、ご注意ください。
- ※申請書類一式の提出先を誤ると**不採択**となります。
- ※**当所が代理で電子申請はできません。**(要領1ページ・GビズID利用規約第11条)



<電子申請後>

- ①電子申請の際、必要項目を入力した一時保存の画面(PDF)を商工会議所窓口へ提出してください。
 - ▶PDF化保存方法:「印刷」クリック→プリンター選択から「PDFで保存」を選択
 - ▶そのまま印刷をクリックするとPDFデータが作成できます。
- ②採択された場合、国への報告・会議所からのヒアリング調査があります。
- ③採択された場合、補助事業実施期間は交付決定日から2027年7月6日(水)まで(要領23ページ)